

匿名データ作成マニュアル（たたき台）

目次

- 第 1 マニュアルの目的
- 第 2 用語の定義
- 第 3 匿名データの作成の概要
- 第 4 匿名データの作成に係る事務の流れ
- 第 5 匿名データの作成計画の提示
- 第 6 匿名データの作成方針等の策定
- 第 7 匿名データの作成方針等の統計研究研修所の事前確認
- 第 8 匿名データの作成に関する統計委員会への諮問
- 第 9 匿名データの作成及び検証
- 第 10 マニュアルの施行時期

【添付資料一覧】

- (別紙) 別紙 1 匿名データの作成に係る匿名化処理基準
- (別紙様式) 別紙様式第 1 号 匿名データの作成計画【雛形】
 - 別紙様式第 2 号 匿名データの作成方針【雛形】
 - 別紙様式第 3 号 匿名データの審査表【雛形】
 - 別紙様式第 4 号 度数分布表等【雛形】

第 1 マニュアルの目的

匿名データ作成マニュアル（以下「本マニュアル」という。）は、統計法（平成 19 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 35 条の規定に基づいて行う基幹統計調査の匿名データの作成に係る事務処理のうち匿名化処理を中心とする事務処理の詳細について標準化を図ることにより、行政機関又は指定独立行政法人等が、これらの事務を適切かつ円滑に実施できるようにすることを目的とするものである。

第 2 用語の定義

1 匿名データ

本マニュアルにおいて「匿名データ」とは、法第 2 条第 12 項に規定する「一般の利用に供することを目的として調査票情報を特定の個人又は法人その他の団体の識別（他の情報との照合による識別を含む。）ができないように加工したもの」をいう。

2 調査票情報

本マニュアルにおいて「調査票情報」とは、法第 2 条第 11 項に規定するものをいう。

3 リサンプリング

本マニュアルにおいて「リサンプリング」とは、調査票情報の一部を抽出し、匿名データの対象とすることをいう。

4 グルーピング

本マニュアルにおいて「グルーピング」とは、より大きな分類に統合することをいう。なお、グルーピングには、グローバルリコーディング（大域的再符号化）とローカルリコーディング（局所的再符号化）があるが、グローバルリコーディングを指すものとする。

5 トップコーディング・ボトムコーディング

本マニュアルにおいて「トップコーディング」とは、量的変数について上限値を設定し、上限値を上回る数値をすべて上限値に置き換えることをいう。同様に、「ボトムコーディング」とは、下限値を設定し、下限値を下回る数値をすべて下限値に置き換えることをいう。

6 攪乱手法

本マニュアルにおいて「攪乱手法」とは、個人等が特定できないよう意図的にエラーの要素を導入してデータを改変する方法をいう（ランダムノイズの挿入やスワッピング等）。

7 スワッピング

本マニュアルにおいて「スワッピング」とは、レコードのサンプルを選定し、予め決められた変数についてデータベースの中で一致するレコードを見付け出し、その一致したその他の全ての変数か、あるいは、いくつかの変数を交換することをいう。

第3 匿名データ作成の概要

本マニュアルは、これまでの匿名データ作成に係る検討経緯等を踏まえ作成したものであり、個人又は世帯を対象とする統計調査の匿名データの作成に関するものとなっていることから、個人又は世帯以外を対象とする統計調査の匿名データを作成する場合は、本マニュアルの匿名化の考え方を参考に検討を行うものとする。

行政機関は、その実施する統計調査の中から、匿名データ作成の適否、需要等を踏まえて、個人又は世帯を対象とする統計調査の匿名データを作成する。

行政機関は、調査単位及び統計単位（個人又は世帯）が特定又は推定されないよう、「匿名データの作成に係る匿名化処理基準」（以下、「匿名化処理基準」という。）（別紙1参照）に沿って匿名化処理を行う。

第4 匿名データの作成に係る事務の流れ

匿名データを作成に係る事務の流れは以下のとおりである。（図1参照）

1 匿名データの作成計画の提示

提供機関は、匿名データの作成を行う場合、統計調査の実施に関する統計委員会への諮問の際に、あわせて、当該年次の匿名データの提供を開始する予定時期、作成方法の概要等を明らかにする。

また、提供機関は、毎年度当初に、当該年度に提供を行う予定の匿名データの対象とする統計調査の名称、年次、提供する匿名データの概要、提供依頼申出の受付期間、匿名データの提供を行う時期、提供依頼申出手続及び次年度以降の取扱について事前にホームページに掲載する等により対外的に明らかにする。

2 匿名データの作成方針等の策定

提供機関は、統計委員会への諮問を行う場合は、匿名データの作成方針等を策定する。策定に際しては、あらかじめ統計研究研修所へ匿名化処理の妥当性に関する検証を依頼し、匿名化処理基準

との整合性等について事前確認を受ける。

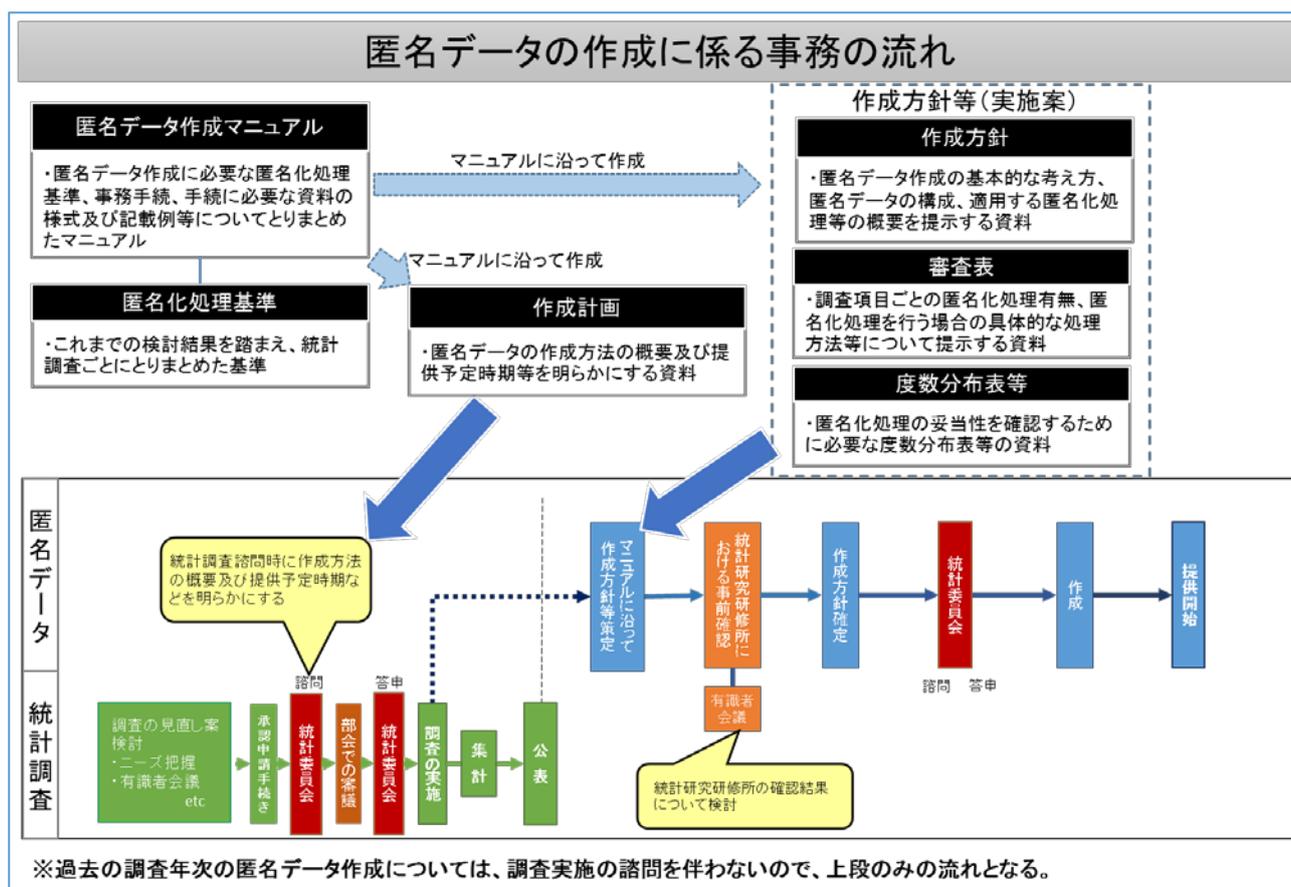
3 統計委員会への諮問

提供機関が基幹統計調査に係る匿名データを作成する場合、法第 35 条第 2 項に基づきあらかじめ統計委員会に諮問を行う。

4 匿名データの作成

提供機関は、統計委員会の意見を踏まえ匿名データを作成するとともに、匿名化処理が適切に行われていることを検証する。

図 1 匿名データの作成に係る事務の流れ



第5 匿名データの作成計画の策定

匿名データ作成を計画的に行うため、統計調査の実施に関する統計委員会への諮問¹の際に、匿名データの作成予定がある場合は、次に掲げる内容の資料（別紙様式第1号参照）を準備し、作成計画を明らかにする。

- 匿名データを作成する理由
- 匿名データの種類

¹ 行政機関の長は、基幹統計調査を行おうとするときは、あらかじめ総務大臣の承認を受ける必要がある（法第9条第1項）、総務大臣は、承認の申請があったときは、統計委員会の意見を聴くこととなっている（法第9条第4項）。

- 匿名データの作成方法の概要
- 匿名データの提供予定時期

第6 匿名データの作成方針等の策定

1 匿名データの作成方針等の作成

提供機関は、「第5 匿名データの作成計画の策定」の作成計画を踏まえ、匿名データ作成方針等として、次に掲げる内容の資料を準備する。

- 匿名データの作成方針（別紙様式第2号参照）
 - ・ 基本的な考え方
 - ・ 作成する匿名データの構成
 - ・ 適用する匿名化处理 等
- 匿名データの審査表（別紙様式第3号参照）
- 度数分布表等（別紙様式第4号参照）

2 匿名データの作成方針等の検証

提供機関は、作成した匿名データの作成方針等が匿名化处理基準に適合しているかの検証や匿名データによる集計結果と公表結果の比較等を行うなど、匿名データの匿名性と有用性を確認する。

3 匿名データの作成方針等の決定

提供機関は、検証の内容を踏まえ、匿名データ作成方針等を決定する。

第7 匿名データの作成方針等の統計研究研修所の事前確認

1 匿名データの作成方針等の事前確認依頼

提供機関は、有識者会議で匿名化处理基準に適合しているか否かの確認を受けるため、作成した匿名データ作成方針等を総務省統計研究研修所に事前確認の依頼を行う。

2 匿名データの作成方針等の検証

統計研究研修所は、匿名化处理基準に適合しているかを確認するため、提供する調査項目ごとの匿名化处理について、匿名データの作成方針等を基に確認を行い、その確認した内容を匿名データの審査表の統計研究研修所記入欄にまとめる。

3 有識者会議での確認

統計研究研修所記入欄に確認結果を記載した匿名データの審査表を有識者会議に諮り、確認結果の妥当性について検討を行う。有識者会議において、妥当との結論を得た場合は、確認結果を提供機関に提示する。

第8 統計委員会への諮問

提供機関が基幹統計調査に係る匿名データを作成する場合、法第35条第2項に基づきあらかじめ統計委員会に諮問する必要がある。

諮問に当たり、提供機関は提供開始の時期等を勘案して事前に統計委員会事務局と審議日程等について調整を図るほか、次のとおり対応する。

- (1) 初めて匿名データを作成する統計調査の場合
行政機関は、次に掲げる資料を準備する。

<統計委員会の諮問資料>

- 当該統計調査の基本情報
 - ・ 調査概要
 - ・ 調査票様式
 - ・ 標本抽出法 等
- 匿名データに関する資料
 - ・ 匿名データの作成方針
 - ・ 匿名データの審査表
 - ・ 度数分布表等 等

- (2) 匿名データの作成年次を追加する場合

- ① 提供機関は次に掲げる資料を準備する。
 - 匿名データの審査表
 - 度数分布表等 等
- ② 匿名化手法について上記①により、次の i) ～ iii) が確認できた場合は、前回統計委員会答申からの変更がないものと判断できるため、統計委員会への諮問を要さないものとし、それ以外の場合は統計委員会に諮問する。その判断に当たっては、統計委員会事務局と連携し、必要に応じて統計委員会の意見を聴きつつ判断する。
 - i) 母集団情報に大きな変更がないこと
 - ii) 調査事項別の匿名化手法に変更がないこと
 - iii) 調査事項の変更が形式的（技術的な名称変更や選択肢の統合等）であること

第9 匿名データの作成及び検証

提供機関は、統計委員会の意見を踏まえ匿名データを作成するとともに、匿名化処理が適切に行われていることを検証する。匿名化処理の検証は主に次の内容を確認する。

- 匿名データの符号表との整合性の確認
- 匿名データの作成方針と匿名化処理の整合性の確認
- 匿名データと調査票情報の度数分布等の差異の確認 等

第10 マニュアルの施行時期

平成●年●月●日付で制定された本マニュアルは、平成●年●月●日から施行する。